（業務課の所掌事務）

**第二十一条**　［略］

2　中国四国防衛局の業務課は、前項各号に掲げる事務のほか、次条第一号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

（施設補償課の所掌事務）

**第二十二条**　［略］

［項を削る。］

（施設取得課の所掌事務）

**第二十四条**　［略］

2　中国四国防衛局の施設取得課は、前項各号に掲げる事務のほか、第二十二条第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

（管理部に置く課）

**第三十二条**　管理部に、次に掲げる課を置く。

業務課

施設補償課（北関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

施設補償第一課（南関東防衛局に限る。）

施設補償第二課（南関東防衛局に限る。）

施設管理課

施設取得課（近畿中部防衛局及び沖縄防衛局を除く。）

施設取得補償課（近畿中部防衛局に限る。）

施設取得第一課（沖縄防衛局に限る。）

施設取得第二課（沖縄防衛局に限る。）

施設取得第三課（沖縄防衛局に限る。）

返還対策課（沖縄防衛局に限る。）

（業務課の所掌事務）

**第三十三条**　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　第二十一条第一項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事務

三　［略］

四　第二十二条各号に掲げる事務

五～七　［略］

2　北関東防衛局の業務課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事務

二・三　［略］

3　南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の業務課は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事務

二・三　［略］

4　近畿中部防衛局の業務課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第三号（総務部の所掌に属するものを除く。）及び第五号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。

（業務課の所掌事務）

**第二十一条**　［同上］

［項を加える。］

（施設補償課の所掌事務）

**第二十二条**　［同上］

2　中国四国防衛局の施設補償課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から五号までに掲げる事務をつかさどる。

（施設取得課の所掌事務）

**第二十四条**　［同上］

2　中国四国防衛局の施設取得課は、前項各号に掲げる事務のほか、第二十二条第一項第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

（管理部に置く課）

**第三十二条**　管理部に、次に掲げる課を置く。

業務課

施設補償課（北海道防衛局、北関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局に限る。）

施設補償第一課（南関東防衛局に限る。）

施設補償第二課（南関東防衛局に限る。）

施設管理課

施設取得課（近畿中部防衛局及び沖縄防衛局を除く。）

施設取得補償課（近畿中部防衛局に限る。）

施設取得第一課（沖縄防衛局に限る。）

施設取得第二課（沖縄防衛局に限る。）

施設取得第三課（沖縄防衛局に限る。）

返還対策課（沖縄防衛局に限る。）

（業務課の所掌事務）

**第三十三条**　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　第二十一条第一号から第七号まで及び第九号に掲げる事務

三　［同上］

［号を加える。］

四～六　［同上］

2　北関東防衛局の業務課は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事務

二・三　［同上］

3　南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の業務課は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事務

二・三　［同上］

4　近畿中部防衛局の業務課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号、第三号（総務部の所掌に属するものを除く。）並びに第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。